

戸籍の氏名へのフリガナの記載が始まります

問合先 市民課戸籍住民グループ ☎ 84-5096

5月26日以降、本籍地の市区町村長から、原則として戸籍の筆頭者宛てに、戸籍に記載される予定の氏名のフリガナの通知が届きます。誤りがある場合は、1年以内に届出が必要です。

※本籍が亀山市の人は、7月に発送予定です。

※同じ戸籍内でも別住所に住んでいる人には、住所地ごとに通知が届きます。



通知に記載されている氏名のフリガナに誤りがないか、必ず確認をお願いします。

※特に、「ヤ・ユ・ヨ・ツ」などの小文字は大文字になっている可能性がありますのでご確認ください。

フリガナが正しければ

届出は不要です。通知書に記載されたフリガナが令和8年5月26日以降に戸籍に記載されます。

ただし、フリガナが記載された戸籍や住民票の写しを早期に取得する必要がある場合は、令和8年5月25日までに記載するための届出を行うこともできます。

フリガナが誤っていたら

令和8年5月25日までに、**必ず正しいフリガナの届出を行ってください。**届出後、順次正しいフリガナが戸籍に記載されます。

マイナポータルを利用したオンラインでの届出が便利ですが、郵送や市区町村の窓口でも届出ができます。

【詐欺にご注意】

- フリガナの届出に**手数料はかかりません。**
- 届出をしなくても**罰則はありません。**
- 市区町村の職員が氏名のフリガナの届出のために金融機関の**口座番号を尋ねることはありません。**

詳しくは、法務省および市ホームページをご覧ください。



法務省ホームページ



市ホームページ

フリガナについて
マンガで見てみよう

※フリガナに関する一般的なご質問は、**法務省コールセンター(☎0570-05-0310)**へお問い合わせください。

児童手当のご案内

問合先 市民課医療年金グループ ☎ 84-5005

児童手当は、家庭での生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、高校卒業までの児童を養育している人に支給されます。令和6年10月の制度改正により、受給者の所得制限が撤廃されたため、親等の所得に関わらず受給することができるようになりました。

支給月

年6回偶数月の5日にそれぞれの前月分まで(2カ月分)を支給します。

※5日が土・日曜日、祝日、休日の場合は、その前日に振り込みます。

例：振込日 6月5日 対象月 4月分、5月分

支給額

支給対象	児童手当(月額)	
0歳～3歳未満	1.5万円	
3歳～小学生	1万円	第3子以降 3万円
中学生	1万円	
高校生	1万円	

大学生年代の子の多子加算の適用には申請が必要です

18歳になった最初の年度末経過後、22歳になった最初の年度末までの子(以下、「大学生年代の子」)は、手当の支給対象とはなりませんが、多子加算を受ける上で子どもの人数にカウントすることができます。大学生年代の子の多子加算を受ける場合は、申請が必要です。詳しくは、医療年金グループへお問い合わせください。

該当する人は6月に現況届の提出が必要です

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、8月分以降の児童手当を引き続き受ける要件(児童の監護や保護、生計同一関係など)を満たしているかを確認するものです。住民基本台帳などで確認できる場合は、現況届の提出を原則不要としています。次に該当する人は、現況届の提出が必要です。現況届の提出が必要な人へ市から案内通知を送付しますので、6月30日(月)までに必ずご提出ください。

現況届の提出が必要な場合

- 児童の国内居住要件の確認ができない場合
- 高校生以下の児童の住民登録地が市外の場合
- 多子加算の適用を受ける受給者で大学生年代の子(子が学生の場合を除く)を養育している場合
- 支給要件児童の戸籍がない場合
- 離婚協議中で配偶者と別居している場合
- 配偶者からの暴力などにより避難しており、住民登録地が市外の場合
- その他、市から提出の案内があった場合